

2012年1月16日

## 株式会社 相 愛 行動計画(第三回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成24年2月1日から平成26年1月31日

2 内容

**目標1 年次有給休暇の1人当たりの平均取得率64%を70%にする。**

<対策>

- ① 2011年12月末に達成した平均取得率64%を計画期間中に70%となるよう目指す。
- ② 2012年2月度の社内安全保健委員会にて再度下記の通知を行う。
  - ・有給休暇取得率の向上に対して就業規則を改定し、半日単位の取得が可能なこと。
  - ・子供(小学校就学前)の子供がいる職員については、時間単位での取得を認めること。
- ③ マイホリデー(本人・子供・配偶者の誕生日、結婚記念日など)における休暇の取得を呼びかける。
- ④ 社内安全保健委員会で達成状況の報告と、適時計画の修正を行う。

**目標2 子ども参観日の導入**

<導入にあたり>

- ① 小学生未満の子どもがいる職員については、就業時間内であれば職場への子どもの立ち入りと同行を許可する。
- ② 小学生以上の子どもである場合でも、学校の長期休暇期間等については就業時間内の職場への立ち入りを認める。
- ③ また、希望があれば職員による子どもの社内案内等の実施も認める。

※本件の実施にあたっては、保護者である職員から事前に部課長への許可を口頭で良いので受けておくことと、①②とも職場への立ち入りと同行は許可するが、業務にて使用される機器及び資料への接触は認めない。但し、③の実施に必要な資料については配布を認める。